

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱

令和6年5月22日

令和7年10月14日最終改正

教育庁教育政策課

(趣旨)

第1条 県は、公立学校の学習者用コンピュータの整備を円滑に推進するため、予算で定めるところにより、市町村等（情報機器をリース契約により県又は市町村に提供する民間事業者を含む。以下「補助事業者」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに申請するものとする。

市町村と民間事業者がリース契約により共同で事業を実施する場合は、市町村と民間事業者が共同で申請を行うものとする。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて

ては、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請事業計画書(別記様式第8号)
- (2) 補助要件の充足について(別記様式第9号)
- (3) 市町村以外の者にあつては、第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (4) 法人にあつては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (5) 市町村以外の者にあつては、第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

2 前項の規定により、申請を取り下げる場合は、交付申請取下書(別記様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第8条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書(別記様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定により、知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は精算払により交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは請求書(別記様式第7号)を提出するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の

書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 事業内容（別記様式第10号）
- (4) 収支決算書の金額の内訳が分かる資料

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月14日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助額等
事業名	補助対象	
公立学校 情報機器 購入事業	学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費（情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む。）	ア 補助基準額 1台当たり55,000円（下表に掲げる地域については、同表に掲げる率を乗じた額を上限とする。） イ 補助額 補助基準額に整備台数を乗じた額に3分の2を乗じた額とする。 ただし、算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
公立学校 情報機器 リース事業	学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費（情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む。）	ア 補助基準額 1台当たり55,000円（下表に掲げる地域については、同表に掲げる率を乗じた額を上限とする。） イ 補助額 補助基準額に整備台数を乗じた額と契約単価（補助対象となる端末本体等相当額）に整備台数を乗じた額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額以内とする。 ただし、算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

特別加算の対象地域	特別加算率
へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第3条第1項に基づく1級から5級のへき地学校	102/100
離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合	102/100

※重複して該当する場合は、重複して特別加算を加えられない。

別記

様式第1号（第5条、第11条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

3 経費の配分

総事業費 (A + B)	負 担 区 分		備考
	県費補助金 (A)	市町村費 (B)	
円	円	円	

4 事業完了（予定）年月日
○年○月○日

様式第2号（第5条、第11条関係）

収支予算（決算）書

単位：円

区 分	予算（決算）額	備 考
収入の部		
県費補助金 （見込み額を含む）		
合計		
支出の部		
合計		

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

□ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

フリカゝナ

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、○○年度宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与也没有ありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

様式第 5 - 1 号 (第 6 条関係)

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
市 町 村 名
代表者職・氏名

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金(公立学校情報機器購入事業)
交付申請取下書

令和 年 月 日付け(文書番号)で交付の決定を受けた宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金について、宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記の事由により交付の申請を取下げたいので、承認してくださるよう申請します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 取下げの事由

3 添付資料

○ 交付決定通知の写し

様式第 5 - 2 号 (第 6 条関係)

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
市 町 村 名
代表者職・氏名

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金(公立学校情報機器リース事業)交付申請取下書

令和○年○月○日付け(文書番号)で交付の決定を受けた宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金について、宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記の事由により交付の申請を取下げたいので、承認してくださるよう申請します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 取下げの事由

3 添付資料

○ 交付決定通知の写し

様式第 6－1 号(第 8 条関係)

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
市 町 村 名
代表者職・氏名

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金(公立学校情報機器購入事業)変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け（文書番号）で交付の決定を受けた宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金については、下記のとおり計画を変更したいので、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第10条第 2 項及び宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

変更する内容及び理由

様式第 6－2 号(第 8 条関係)

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
市 町 村 名
代表者職・氏名

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金(公立学校情報機器購リース事業)変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け（文書番号）で交付の決定を受けた宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金については、下記のとおり計画を変更したいので、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第10条第 2 項及び宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

変更する内容及び理由

請 求 書

一金 円

年度宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金として、上記のとおり請求
します。

年 月 日

宮崎県知事 殿

(住 所)
(市 町 村 名)
(代表者職・氏名)

口 座 振 込 先	
金融機関名	
預金の種類	
口 座 番 号	
フリガナ 口 座 名 義	
担 当 者	
連 絡 先	

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名称及び代表者名 ○○市町村長 ○○ ○○

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金（公立学校情報機器購入事業）
交付申請書

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱に基づく宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金については、金 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 添付資料

- （1）事業計画書（別記様式第1号）
- （2）収支予算書（別記様式第2号）
- （3）交付申請事業計画書（別記様式第8号）
- （4）補助要件の充足について（別記様式第9号）
- （5）その他参考となる書類

2 本件担当者氏名等

担当者氏名
電話番号
電子メール

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名称及び代表者名 ○○市町村長 ○○ ○○

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金（公立学校情報機器リース事業）
交付申請書

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱に基づく宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金については、金 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 添付資料

- （1） 事業計画書（別記様式第1号）
- （2） 収支予算書（別記様式第2号）
- （3） 交付申請事業計画書（別記様式第8号）
- （4） 補助要件の充足について（別記様式9号）
- （5） その他参考となる書類

2 本件担当者氏名等

担当者氏名
電話番号
電子メール

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名称及び代表者名 ○○市町村長 ○○ ○○

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金（公立学校情報機器購入事業）
事業完了実績報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第14条及び宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告する。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 確定額 金 _____ 円
(交付決定額のうち不要額) 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 事業内容（別記様式第10号）
- (4) 別記様式第2号の収支決算書の金額の内訳が分かる資料

4 本件担当者氏名等

担当者氏名
電話番号
電子メール

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名称及び代表者名 ○○市町村長 ○○ ○○

宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金（公立学校情報機器リース事業）事業完了実績報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第14条及び宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告する。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 確定額 金 _____ 円
(交付決定額のうち不要額) 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 事業内容（別記様式第10号）
- (4) 別記様式第2号の収支決算書の金額の内訳が分かる資料

4 本件担当者氏名等

担当者氏名
電話番号
電子メール